

長浜市下水道受益者負担のあり方について【審議の要点】

1. 見直しが必要な受益者負担

下水道整備により利益を得る土地所有者から徴収する受益者負担金（公共下水道事業）

汚水処理施設を新たに利用する者から徴収する加入負担金（農業集落排水事業）

2. 負担の格差

受益者負担金は、土地に対する負担金、1戸当たりの負担金、土地と戸割を組み合わせた賦課方式が混在し、排水区域の規模や整備の時期、処理密度の形態により単価の設定が異なる。

加入負担金は制度の有無で、公共枿の設置に当たり工事負担金とは別に負担が必要となる。

3. 下水道の概成

公共下水道事業は、昭和58年に公園町で整備に着手し、流域下水道の進捗に合わせ市域の管渠整備が完了し、平成19年処理区域のすべてで下水道が利用できるようになった。

農業集落排水事業は、昭和56年に美浜地区、尾上地区を皮切りに整備が進められ、平成20年杉野地区の完成で、59の地区で集合処理が行われるようになった。

4. 公共下水道事業計画

現行の下水道事業計画は、農業集落排水の公共下水道への接続推進を位置付けており、受益者負担金を徴収する区域を定めて行う下水道整備は完了している。

5. 受益者負担金の賦課状況

受益者負担金の対象は下水道管が整備され公共枿が設置できる状態となった土地で、宅地は供用に合わせて徴収済となり、整備時点で農地であったものは宅地化まで徴収を猶予している状況。

なお、整備時点からの農地は、農業利用の確保や都市計画の用途により、将来も引き続き猶予地の管理として、転用等幅広い調査による把握が必要となる。

6. 経営面から見た受益者負担のあり方

下水道は、国の補助、企業債等の財政措置を受けて一体的な整備が行われてきた。

概成後の整備は、利用者からの申請による公共枿の設置に移り、費用には特別な財政措置はない。

公共枿の設置は特定の利用者への投資であり、適正な費用負担を確保していく必要がある。

7. 受益者負担金制度の課題

負担金の賦課は、公告を経て、所有権移転後の登記情報から受益者、面積を決定する手続きをとるため、枿の申請から請求まで1年以上の期間を要している。

請求時期をはじめ事務手続きを見直す必要がある。

8. 現状に即した受益者負担のあり方への提案

整備促進のために創設された受益者負担金制度は定住者の水洗化促進に寄与し、下水道は維持管理が主体の経営に移っている。本管整備が完了したことを考慮すると、公共枿が必要となった時点で整備負担を求める供用後の負担制度に見直し、煩雑な猶予地管理事務は廃止すべきと考える。

9. 公平負担の検討

新たな利用者負担は1枿当りの公共枿設置費用とし、現場条件により生ずる費用の多寡は、利用者が負担すべき範囲・条件を定め、利用者負担を超える費用、舗装復旧費用は市が負担することで、市内どこであっても同じ負担で下水道が利用できる仕組みとなるよう提案する。

ただし、市の負担は経営状況を損なわない範囲とすることを申し添える。